

大津市立学校園用務員業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「大津市立学校園用務員業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 大津市立学校園用務員業務（以下「本件業務」という。）
- (2) 業務場所 ①志賀南幼稚園、伊香立・真野北幼稚園、堅田幼稚園、下阪本幼稚園、志賀幼稚園、長等幼稚園、富士見幼稚園、南郷幼稚園、青山幼稚園、瀬田幼稚園及び瀬田東幼稚園（「Aグループ」とする。）
②小松小学校、木戸小学校、和邇小学校、小野小学校、伊香立小学校、真野小学校、真野北小学校、仰木小学校、仰木の里小学校、仰木の里東小学校、雄琴小学校、日吉台小学校、下阪本小学校、志賀小学校、比叡平小学校、藤尾小学校、長等小学校、逢坂小学校、中央小学校、富士見小学校、南郷小学校、大石小学校、田上小学校、上田上小学校、志賀中学校、伊香立中学校、真野中学校、唐崎中学校、石山中学校、田上中学校及び青山中学校（「Bグループ」とする。）
③葛川小学校（葛川中学校含む。）（「Cグループ」とする。）
- (3) 業務内容 別紙1「大津市立学校園用務員業務委託基本仕様書」のとおり
- (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
ただし、業務期間の満了する日から起算して90日前の日までに委託者及び受託者のいずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間、更新するものとする。その更新は、2回まで行うことができる。（業務期間は最長の場合、3年間となる。）

3 委託料の上限（A、B、Cの各グループ全てを合わせた上限額）

155,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 実施形式 公募型

5 スケジュール（予定）

- 令和8年1月23日（金） 公募開始
- 令和8年2月2日（月） 質疑受付締切
- 令和8年2月5日（木） 質疑に対する回答
- 令和8年2月12日（木） 参加申込書、企画提案書等の提出締切
- 令和8年2月17日（火） プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、公募開始の日からプレゼン

テーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
 - (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - (ウ) (ア)又は(イ)と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第

6 4条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合

(7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(8) 本件業務と同一又は同種の業務を受託し、履行した実績（履行中のものを含む。）を有すること。

7 質疑・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（別紙2）により電子メールで提出すること（郵送、持参又はファクシミリも可）。

※電子メールの件名には、「プロポーザル質問. 送信年月日（西暦8桁）. 商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信すること。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(2) 期限 令和8年2月2日（月）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市教育委員会事務局 教育総務課 企画総務係 宛て
電子メールアドレス otsu2401@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法 質問書の送信元のアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

※ジャンル（「事業者向け」⇒「入札・契約」⇒「プロポーザル」⇒「募集中のプロポーザル」）にて掲載予定

8 参加申込の手続

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、大津市立学校園用務員業務委託基本仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 企画提案書（別紙1参照、様式は問わない。）
- ウ 誓約書（様式2）
- エ 会社概要（様式は問わない。）
- オ 受託実績一覧表（様式3）
- カ 見積書（様式は問わないが、内訳として1校園につき1日当たりの単価が分かるものとすること。）

キ 大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあっては、次に掲げる書類

- (ア) 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））及び消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの）
- (イ) 法人の場合にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあっては身分証明書の写し

※各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。

※提出書類の詳細は、実施要領に従い、上記書類の原本1部を提出すること。ただし、イに掲げる書類は、原本1部及び副本7部を提出すること。

- (2) 提出期間及び時間 令和8年2月12日（木）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる郵便書留の方法によることとし、受付期間中までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

- (4) 提出先 〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 教育総務課 企画総務係（担当：佐藤）宛て

9 企画提案書作成方法

様式は問わないが、別紙1（大津市立学校園用務員業務委託基本仕様書）を参考し作成すること。

10 審査方法

本要領及び大津市立学校園用務員業務委託基本仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市立学校園用務員業務プロポーザル審査委員会において審査する。

- (1) 審査方法 プレゼンテーション審査により行う。

- (2) 審査日 令和8年2月17日（火）

なお、応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

- (3) 審査員 市職員6名程度を予定

- (4) 会場等 日時・会場等は、企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(5) 審査基準 下記の項目を基本に審査を実施する。

①業務実績

- ・業務を遂行するために必要な実績、知識・経験を有しているか。

②学校園施設での業務に対する認識

- ・学校園施設で業務を実施するに当たり、基本的な考え方は適切であるか。

③学校園との協力体制

- ・学校園との連絡調整を適切に行い、円滑な業務を遂行する体制が整っているか。

④業務の実施内容及び体制

- ・基本的な業務内容に即した業務手順が示されているか。
- ・業務責任者や業務従事者（以下「作業員」という。）の配置や、業務の実施体制が適切であるか。
- ・欠員等が発生した場合のバックアップ体制が整っているか。
- ・草刈機等による事故等が起こらないよう配慮がなされているか。
- ・夏季休業期間中等の代替業務の提案が適切なものか。（Cグループのみ）

⑤研修体制

- ・作業員に対する研修体制が整っているか。

⑥コンプライアンス遵守体制

- ・個人情報の取扱いに係る考え方は適切であるか。
- ・作業員に対する教育は徹底できているか。
- ・労働者派遣と業務請負（委託）の相違点についての認識は適切であるか。

⑦緊急時の対応

- ・安全対策が適切であるか。

11 審査結果

(1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書にて通知する。

(2) 通知時期 令和8年2月20日（金）を予定

12 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し、提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

13 提出書類の取扱い

- 提出された全ての書類は、返却しない。
- 提出後の差替え、追加及び削除は認めない。
- 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響を与えるおそれがある情報については、決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止し、中止し又は取り消すことがある。この場合において、本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) プロポーザルの取りやめ等

参加申込書、企画提案書等の提出者がいる場合は、本プロポーザルを取りやめる。また、プレゼンテーション審査対象者が1者しかいない場合は、審査を行い、評価点が選考判断基

準を満たす場合、その者を最優秀提案者（受託候補者）として決定する。

なお、プレゼンテーション審査対象者の全てが最低基準点を下回る場合は、受託候補者なしとする。

(8) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

(9) 本件に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、第2項第4号ただし書の規定にかかわらず、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において当該契約に係る大津市の歳出予算の減額又は削減があったときは、本件契約を解除することができる。

16 問合せ先

大津市教育委員会事務局 教育総務課 企画総務係 担当者：藤井、佐藤

電話 077-528-2630 ファクシミリ 077-523-5735

電子メールアドレス otsu2401@city.otsu.lg.jp